

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第4章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

				条文	小規模多機能型居宅介護(第4章)				条文	複合型サービス(第8章)								
申請者				介護保険法 施行規則 131の10の2	法人				介護保険法 施行規則 131の10の2	法人								
基本方針				62	居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。				170	訪問看護の基本方針及び小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。								
					サテライト型事業所の 基準緩和													
人員基準	従業者の員数等	小規模多機能型居宅介護 従業者		63	夜間及び深夜 以外の時間帯	通い サービス	常勤換算で利用者数3 に対し1以上	本体事業所では常勤1以上	-	171	夜間及び深夜 以外の時間帯	通い サービス	常勤換算で利用者数3に対し1以上	通い・訪問のサービス提供に 当たる従業者のうち 1以上は看護職員。				
						訪問 サービス	常勤換算で1以上		本体事業所の職員により登録者の処遇が適切に行われ ると認められるときは、1人 以上で可。			訪問 サービス	常勤換算で2以上					
					夜間及び深夜	勤務 (宿直勤務除く)	1以上		-		夜間及び深夜	勤務 (宿直勤務除く)	1以上					
						宿直勤務	必要な数以上		本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居 宅介護従業者又は複合型 サービス従業者により登録 者の処遇が適切に行われ ると認められるときは置か なくても可。			宿直勤務	必要な数以上					
					その他	宿泊サービスの利用 者がいない場合は、勤 務並びに宿直勤務に 当たる従業者1で可。			-		その他	宿泊サービスの利用者がいない場合は、利用 者と必要な連絡体制を整備していれば置か ないことができる。						
		看護職員			1以上				本体事業所の看護職員により登録者の処遇が適切に行 われると認められるときは置 かなくても可。			常勤換算で2.5以上 常勤の保健師又は看護師が1以上						

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第4章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

				条文	小規模多機能型居宅介護(第4章)		条文	複合型サービス(第8章)	
人員基準	従業者の員数等		計画作成担当者	63	登録者に係るサービス計画作成に専従。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は併設する以下の施設等の職務に従事可。 ①指定認知症対応型共同生活介護事業所 ②指定地域密着型特定施設 ③指定地域密着型介護老人福祉施設 ④指定介護療養型医療施設 介護支援専門員であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。	本体事業所の介護支援専門員により登録者に対して計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、厚生労働大臣が定める研修を修了している者で可。	171	サービス計画作成に専従の介護支援専門員。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は併設する以下の施設等の職務に従事できる。 ①指定認知症対応型共同生活介護事業所 ②指定地域密着型特定施設 ③指定地域密着型介護老人福祉施設 ④指定介護療養型医療施設 介護支援専門員であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。	
			併設施設での職務		当該事業所及び以下の併設施設等が人員に関する基準を満たす場合は、併設施設等での職務に従事できる。 ①指定認知症対応型共同生活介護事業所 ②指定地域密着型特定施設 ③指定地域密着型介護老人福祉施設 ④指定介護療養型医療施設	-		当該事業所及び以下の併設施設等が人員に関する基準を満たす場合は、併設施設等での職務に従事できる。 ①指定認知症対応型共同生活介護事業所 ②指定地域密着型特定施設 ③指定地域密着型介護老人福祉施設 ④指定介護療養型医療施設	
	管理者		64	常勤専従。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は併設する上記施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事できる。	本体事業所の管理上支障がない場合は、本体事業所の管理者を充てることができる。その場合の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。	172	常勤専従。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定複合型サービス事業所に併設する上記施設等の職務に従事できる。 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者、又は保健師若しくは看護師。		
	代表者		65	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。	-	173	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者、又は保健師若しくは看護師。		

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第4章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

			条文	小規模多機能型居宅介護(第4章)				条文	複合型サービス(第8章)					
設備基準	定員		66	登録定員		25人以下		18人以下		174	登録定員		25人以下	
				利用定員	通いサービス	登録定員の1/2から15人まで		登録定員の1/2から12人まで			利用定員	通いサービス	登録定員の1/2分から15人まで	
					宿泊サービス	利用定員の1/3から9人まで		利用定員の1/3から6人まで				宿泊サービス	利用定員の1/3から9人まで	
	設備備品		67	備えなければならない				備えなければならない						
				機能を十分に発揮しうる適当な広さ				機能を十分に発揮しうる適当な広さ						
				個室	定員1人。ただし、処遇上必要と認められる場合は、2人可。			個室	定員1人。ただし、処遇上必要と認められる場合は、2人可。					
					床面積は、7.43㎡以上				床面積は、7.43㎡以上。 ただし、病院又は診療所であって定員が1人の宿泊室の床面積については、6.4㎡以上。					
				個室以外	合計面積が、1人あたりおおむね7.43㎡以上で、プライバシーが確保された構造(プライバシーが確保された居間は面積に含めてもよい)。			個室以外	合計面積が、1人あたりおおむね7.43㎡以上で、プライバシーが確保された構造(プライバシーが確保された居間は面積に含めてもよい)。					
				備えなければならない				備えなければならない						
				専用。ただし、介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。				専用。ただし、介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。						
	住宅地又は利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。				住宅地又は利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。									
	必要な設備・備品						備えなければならない							
	居間						機能を十分に発揮しうる適当な広さ							
	食堂													
宿泊室		個室					定員1人。ただし、処遇上必要と認められる場合は、2人可。							
							床面積は、7.43㎡以上							
							合計面積が、1人あたりおおむね7.43㎡以上で、プライバシーが確保された構造(プライバシーが確保された居間は面積に含めてもよい)。							
消防設備 非常災害設備		備えなければならない												
設備の使用		専用。ただし、介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。												
家族・地域との交流		住宅地又は利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。												

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第4章、第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	小規模多機能型居宅介護(第4章)	条文	複合型サービス(第8章)
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	88 (3-7準用) ①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制等利用者のサービス選択に関係する重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、提供を開始する。 ②利用申込者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て、文書でなく、CD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい。	182 (3-7準用)	同左
	提供拒否の禁止	88 (3-8準用) 正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。	182 (3-8準用)	同左
	サービス提供困難時の対応	88 (3-9準用) 事業の実施地域などの関係で適切な提供が困難な場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡し、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに講じなければならない。	182 (3-9準用)	同左
	受給資格等の確認	88 (3-10準用) ①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。	182 (3-10準用)	同左
	要介護認定の申請に係る援助	88 (3-11準用) ①要介護認定を受けていない利用者申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。	182 (3-11準用)	同左
	心身の状態の把握	68 サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。	182 (68準用)	同左
	居宅サービス事業者等との連携	69 ①サービス提供に当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ②利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。 ③サービス提供の終了時は、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	182 (69準用)	同左
	身分を証する書類の携行	70 訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	182 (70準用)	同左
	サービス提供の記録	88 (3-18準用) ①サービスの提供及び内容、利用者に代わって支払いを受けるサービス費(法定代理受領)等を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ②利用者から申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	182 (3-18準用)	同左

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第4章、第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	小規模多機能型居宅介護(第4章)	条文	複合型サービス(第8章)
運営基準	利用料等の受領	71	①法定代理受領サービスに該当する介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、介護サービス費用基準額から事業者を支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しない介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③上記の支払いの他に、下記の費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二 利用者の選択により通常要する時間を超える介護であって提供に伴い必要となる費用の範囲内において、基準額を超える費用 三 食事の提供に要する費用 四 宿泊に要する費用 五 おむつ代 六 その他介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用 ④上記三及び四の費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ⑤あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	182 (71準用)	同左
	保険給付の請求のための証明書の交付	88 (3-20準用)	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	182 (3-20準用)	同左
	基本取扱方針	72	①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。 ②自らその提供する介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	176	①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ②自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
	具体的取扱方針	73	一 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 三 介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。 四 介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 五 介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 六 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	177	一 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理下で妥当適切に行うものとする。 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。 三 サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう 四 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。 五 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 六 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第4章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	小規模多機能型居宅介護(第4章)	条文	複合型サービス(第8章)
運営基準	具体的取扱方針	73	七 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。 八 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。	177	七 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。 八 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 九 看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及びサービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。 十 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。 十一 特殊な看護等については、これを行ってはならない。
	居宅介護サービス計画の作成	74	①指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ②介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第十三条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。	182 (74準用)	同左
	法定代理受領サービスに係る報告	75	毎月、市町村(審査及び支払に関する事務を委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。	182 (75準用)	同左
	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	76	登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。	182 (76準用)	同左
	介護計画の作成 (サービス計画及び報告書の作成)	77	①管理者は、介護支援専門員に、介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ②地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 ③利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。 ④内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ⑤当該介護計画を利用者に交付しなければならない。 ⑥常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。 ⑦②～⑤までの規定は、⑥に規定する計画の変更について準用する。	179	①管理者は、介護支援専門員にサービス計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。)に報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 ②看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。 ③地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 ④利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。 ⑤内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ⑥当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。 ⑦常にサービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行う。 ⑧②～⑦までの規定は、⑦に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。 ⑨看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載したサービス報告書を作成しなければならない。 ⑩178条4項を報告書の作成について準用する。

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第4章、第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

		条文	小規模多機能型居宅介護(第4章)	条文	複合型サービス(第8章)
運営基準	介護等	78	①介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 ②利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 ③利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。	182 (78準用)	同左
	社会生活上の便宜の提供等	79	①利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。 ②利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ③常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	182 (79準用)	同左
	利用者に関する市町村への通知	88 (3-26準用)	次の①②に該当した場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 ①利用者が正当な理由なく指示に従わず、要介護度状態の程度を悪化させたとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。	182 (3-26準用)	同左
	主治の医師との関係	-	-	178	①常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。 ②看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 ③主治の医師に複合型サービス計画及び複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 ④当該事業所が病院又は診療所である場合にあっては、主治の医師の文書による指示及び報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。
	緊急時の対応	80	現に介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	180	①現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 ②従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。
	管理者の責務	88 (53準用)	①管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 ②従事者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	182 (53準用)	同左

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第4章、第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	小規模多機能型居宅介護(第4章)	条文	複合型サービス(第8章)
運営基準	運営規程	81	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 五 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 その他運営に関する重要事項 を定めておかなければならない。	182 (81準用)	同左
	勤務体制の確保等	88 (55準用)	①適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。 ③介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	182 (55準用)	同左
	定員の遵守	82	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	182 (82準用)	同左
	非常災害対策	82-2	①非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 ②①に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	-	-
	衛生管理等	88 (58準用)	①利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	182 (58準用)	同左
	掲示	88 (3-32準用)	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	182 (3-32準用)	同左
	秘密保持等	88 (3-33準用)	①従業者は正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	182 (3-33準用)	同左

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第4章、第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	小規模多機能型居宅介護(第4章)	条文	複合型サービス(第8章)
運 営 基 準	広告	88 (3-34準用)	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	182 (3-34準用)	同左
	居宅介護支援事業者に対する 利益供与の禁止	88 (3-35準用)	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	182 (3-35準用)	同左
	苦情処理	88 (3-36準用)	①利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ③市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	182 (3-36準用)	同左
	協力医療機関等	83	①主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。 ②あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ③サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	182 (83準用)	同左
	調査への協力等	84	提供した介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	182 (84準用)	同左

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第4章, 第8章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	小規模多機能型居宅介護(第4章)	条文	複合型サービス(第8章)
運営基準	地域との連携等	85	①介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 ②①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 ③事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ④事業の運営に当たっては、提供した介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ⑤事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても介護の提供を行うよう努めなければならない。	182 (85準用)	同左
	居住機能を担う併設施設等への入居	86	可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	182 (86準用)	同左
	事故発生時の対応	88 (3-38準用)	①利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ③サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	182 (3-38準用)	同左
	会計の区分	88 (3-39準用)	事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービス事業の会計とその他事業の会計を区分しなければならない。	182 (3-39準用)	同左
	記録の整備	87	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ②利用者に対する介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 居宅サービス計画 二 小規模多機能型居宅介護計画 三 提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 五 市町村への通知に係る記録 六 苦情の内容等の記録 七 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 八 報告、評価、要望、助言等の記録	181	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ②利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 居宅サービス計画 二 複合型サービス計画 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 主治の医師による指示の文書 五 複合型サービス報告書 六 提供した具体的なサービスの内容等の記録 七 市町村への通知に係る記録 八 苦情の内容等の記録 九 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 十 報告、評価、要望、助言等の記録